

第9期

読谷村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

1 策定の背景

日本の高齢者人口は、2025（令和7）年にいわゆる「団塊の世代」が75歳以上に達した後も増加を続け、高齢者人口がピークを迎える2040（令和40）年には、85歳以上人口が急増することが見込まれています。

本村では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「高齢者がいつまでも健やかで、安心して暮らせるふれあい豊かなむら」を基本理念に医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と地域で支え合う仕組みづくりを中心に取り組みを進めてきました。

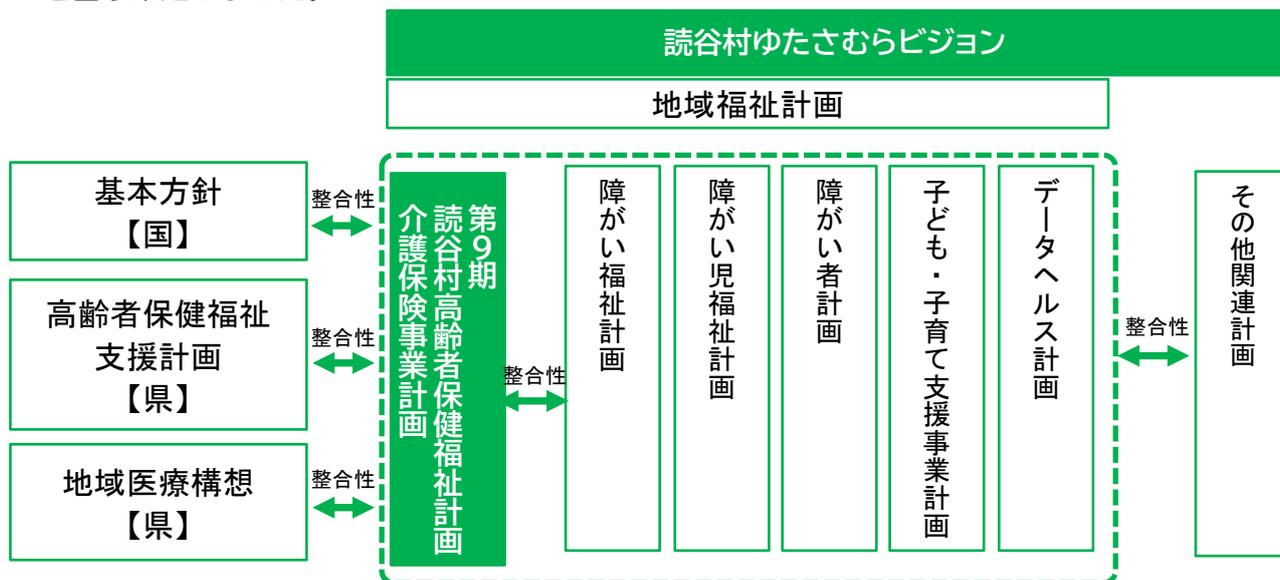
本計画においても、これまでの取り組みの方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や高齢者の実情を踏まえ、高齢者福祉のさらなる充実と持続可能で安定した高齢者保健福祉・介護保険事業を推進します。

2 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにしたものです。

また、本計画は「読谷村ゆたさむらビジョン」の実現を目指し、主に高齢者に関する保健・福祉・介護分野の施策を総合的に推進するための指針となるものです。

さらに、「読谷村地域福祉計画」、「読谷村健康増進計画」、「読谷村障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」など、本村の保健福祉分野の関連計画や、まちづくり計画等との整合性を図り策定しました。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年の計画です。

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	...	R22年度 (2040)
2025年を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進							
第8期			第9期				

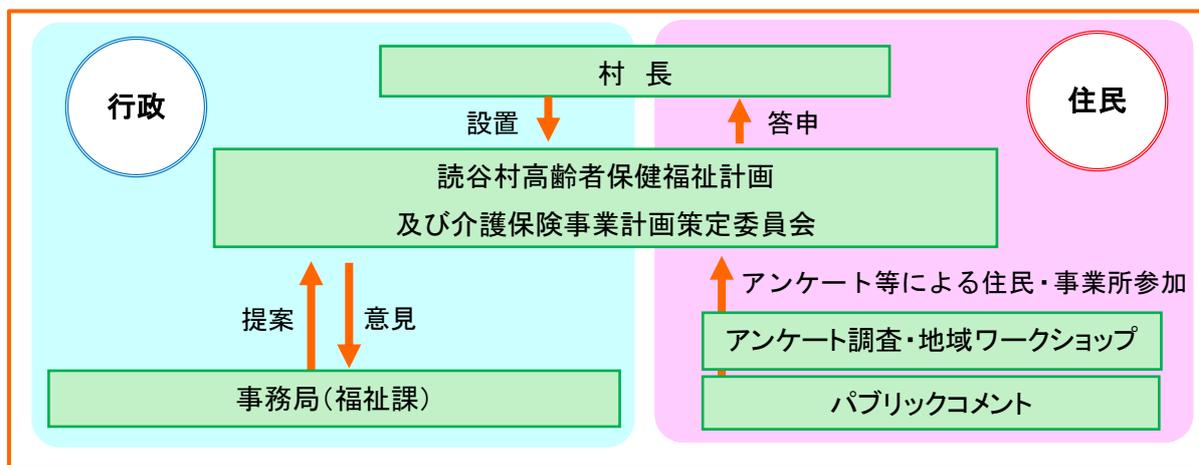
「団塊の世代」
が75歳に

「団塊ジュニア世代」
が65歳に

4 計画を作るために

この計画を作るため、「読谷村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」にて4回審議を行いました。また、この計画を作るため、アンケート調査、地域ワークショップを実施しました。

図表 計画策定体制



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査目的：高齢者の健康状態や日常生活の状況等について、要介護状態になるリスクを把握、分析し、計画作成の基礎データとすることを目的に実施しました。

調査対象：要介護認定を受けていない高齢者

調査方法：郵送配布・回収

調査期間：令和5年1月～令和5年2月末

配布数：2,311人

回収状況：有効回収数：1,054件(有効回収率：45.6%)



地域ワークショップの開催

開催目的：地域の課題や地域資源を把握するため開催しました。

対象者：各行政区

開催方法：村内中学校2地区にて開催

開催時期：令和5年11月22日
(午前10時～12時、午後2時～4時)

5 読谷村の現状

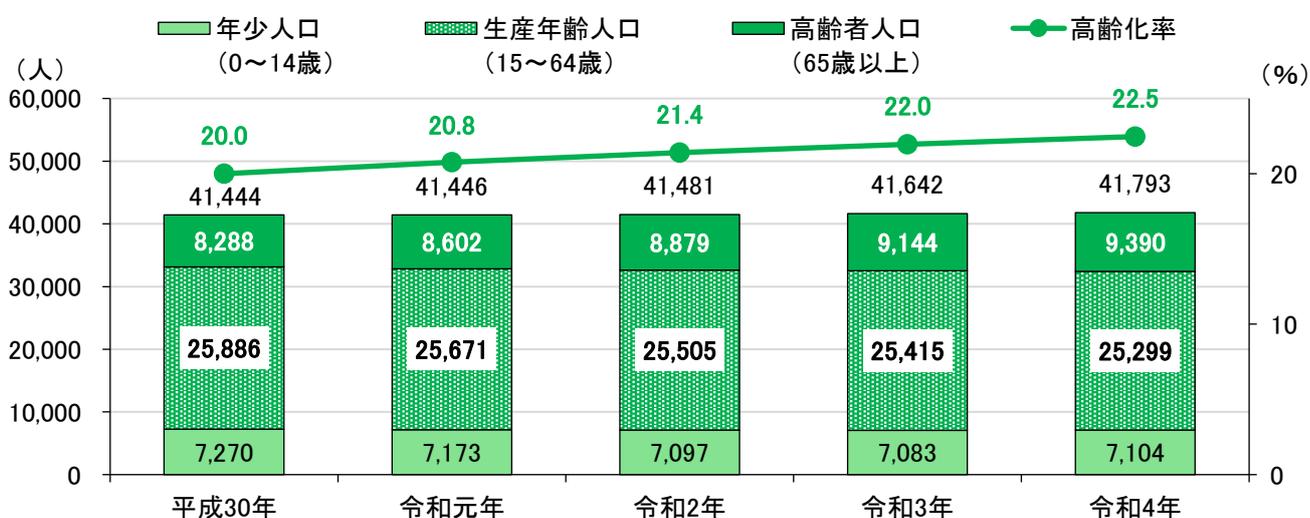
(1)人口等の動向

■本村の人口の推移をみると、平成30年以降、生産年齢人口（15～64歳）は、減少傾向が続くのに対し、高齢者人口は増加傾向で推移し、平成30年から令和4年で1,000人以上増加、高齢化率は22.5%となっています。

■本村の高齢者のみ世帯の割合をみると、平成17年の10.2%から上昇傾向で推移し、令和2年には18.1%となっています。

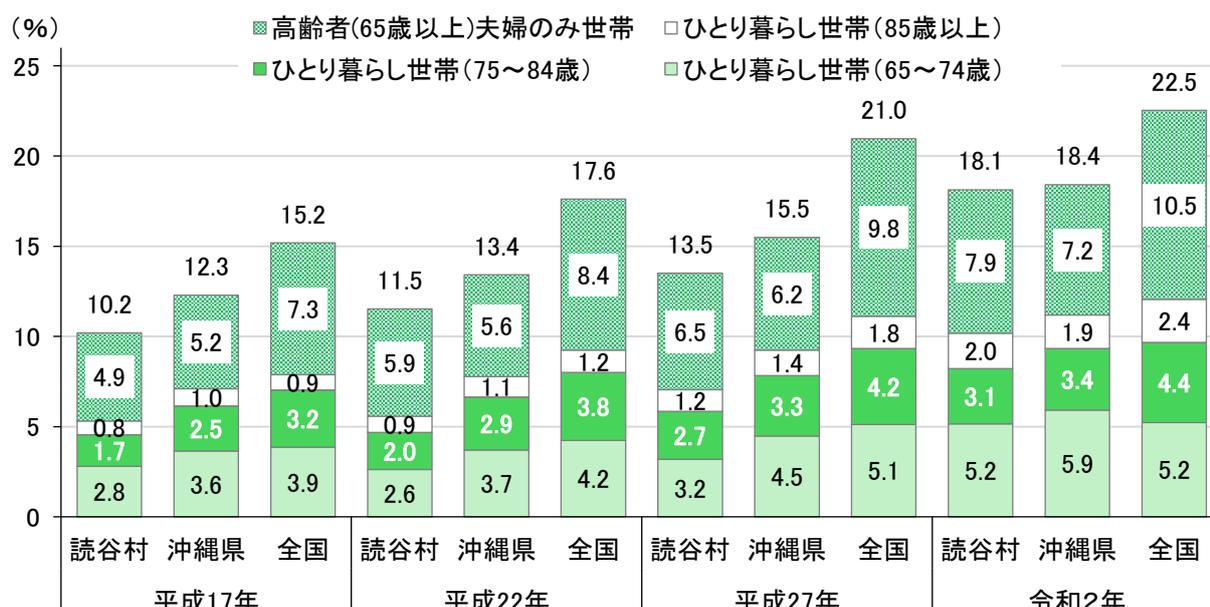
今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、高齢者世帯数も増加することが予想され、地域の見守りなどの取り組みがより重要と考えられます。

図表 年齢3区分別人口・高齢化率の推移



(出典) 沖縄県住民基本台帳 (各年1月1日)

図表 高齢者の世帯の状況

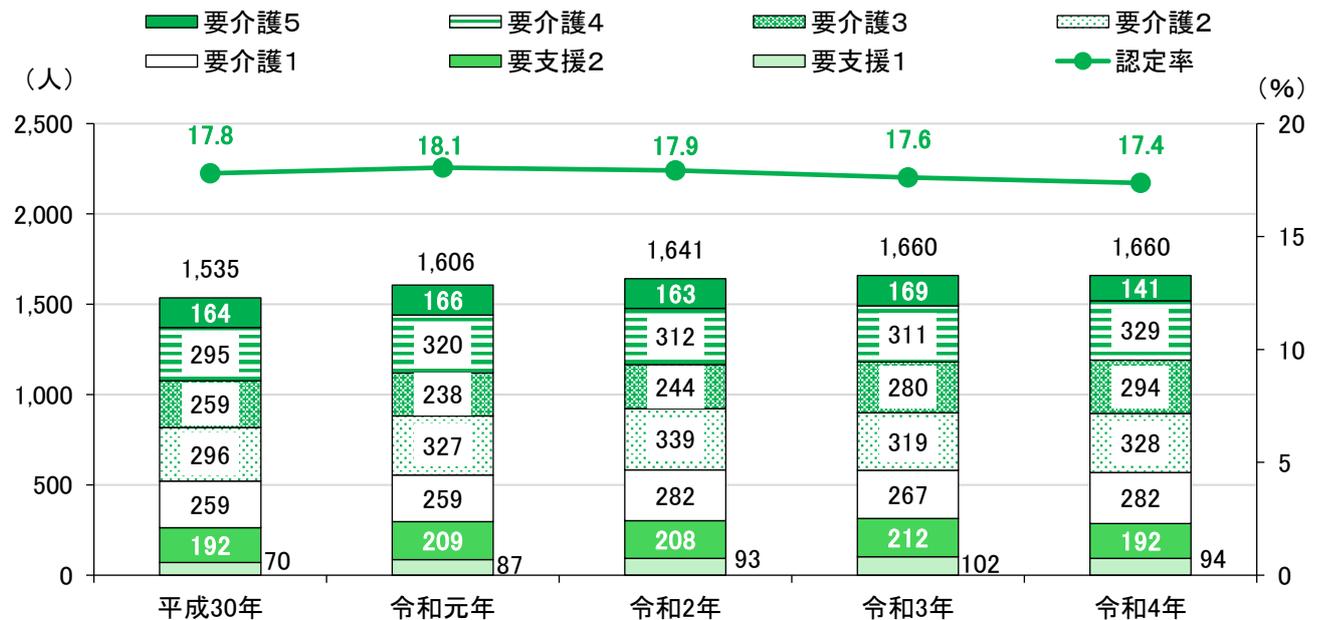


資料：各年国勢調査

(2)介護保険の状況

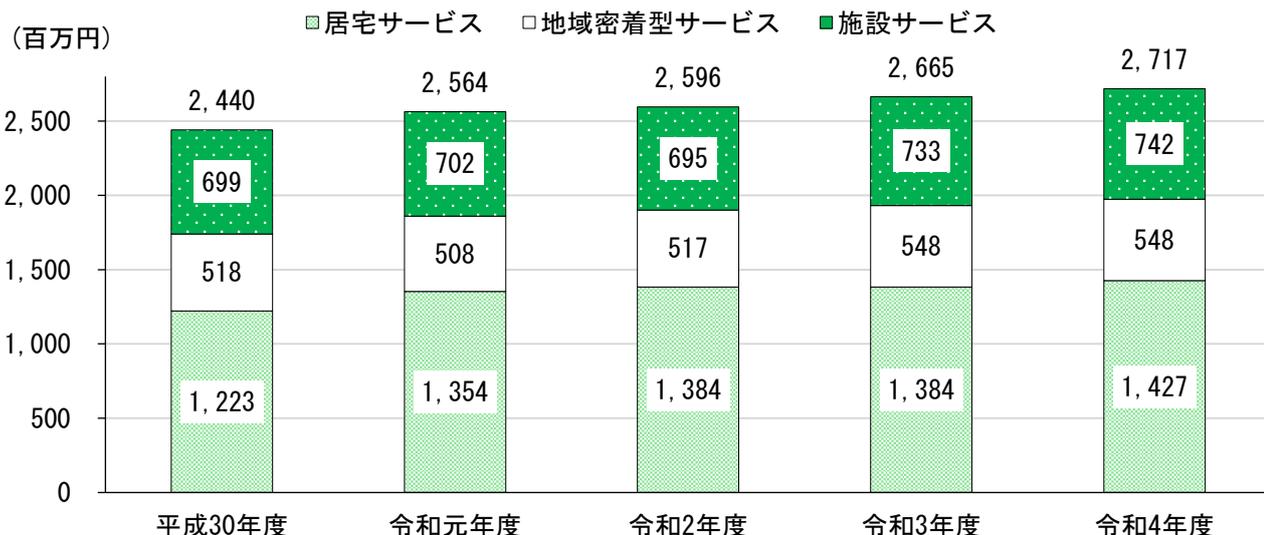
- 本村の要支援・要介護認定者数をみると、平成30年から増加基調で推移しており、令和4年には1,660人となっています。今後、後期高齢者が増加することにより、認定者も徐々に増加することが予想されます。
- 本村の総給付費は平成30年の24億4,000万円から年々増加し、令和4年は27億1,700万円となっています。特に在宅サービスにおける伸び率はこの5年間で1.16倍となっています。

図表 介護度別認定者数・認定率の推移



(出典) 沖縄県介護保険広域連合 統計資料

図表 サービス別介護給付費の推移



(出典) 沖縄県介護保険広域連合 統計資料

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- 調査対象者の過去に経験した病気は、「高血圧」が約5割と最も高くなっています。これらの病気の要因として、生活習慣病が挙げられ、生活習慣病の早期発見のため各種検診事業との連携が必要です。
- 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人がいない割合は増加傾向にあります。高齢者の一人暮らし世帯が増加する中で、地域での見守り及び適切な対応につなげる取り組みが重要です。
- 「認知機能」、「うつ」のリスク者割合が高くなってきており、認知症に対する正しい知識や理解に基づいた地域の見守りや、認知症サポーターの養成などの取り組みが必要です。

6 基本理念

第8期計画では、本村に住む人々が、生涯に渡って心身ともに健康で、安心した生活を送り、介護が必要になっても一人ひとりが尊厳を持ちながら暮らせるまちづくりを展開してきました。

第9期計画においても「高齢者がいつまでも健やかで、安心して暮らせるふれあい豊かなむら」を引き続き基本理念に掲げ、高齢者福祉施策を推進します。

第9期読谷村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 基本理念

『高齢者がいつまでも健やかで
安心して暮らせるふれあい豊かなむら』

7 地域共生社会に向けた読谷村の取り組み

地域包括ケアシステムをさらに深化・推進し、制度や分野ごとの縦割りや「支える側」「支えられる側」という関係を超え、地域の中で多様な主体が参加する体制構築を進め、「地域ぐるみで支え合う」ことのできる読谷村を目指します。



8 基本目標

基本目標Ⅰ 高齢者がいつまでも元気でいられるむらづくり

高齢期においても健康的で活動的に暮らしていけるよう、壮年期からの健康づくり、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むとともに、介護予防事業の充実、地域や世代間交流等を通じた生きがいづくりへの支援を行います。

基本方針1 幅広い世代の健康を支え介護予防につなげる

- 生活習慣病等の予防のための取り組みの推進
- 保健指導の充実
- 介護予防・重度化防止の推進

基本方針2 高齢者が生きがいを持って生活できる環境をつくる

- 高齢者の健康と生きがいの場づくりへの支援
- 高齢者の社会参加と就労支援
- 世代間交流の推進
- 高齢者の生涯学習・スポーツ活動への支援



基本目標Ⅱ 「ゆいまーる」で支えあうむらづくり

一人ひとりの健康状態や経済状況等にかかわらず、高齢者の尊厳のある暮らしを支援するため、村民同士が共に支えあう意識を育むための福祉教育、適切な支援へつなげるための相談対応、関係機関や地域コミュニティと連携強化を進めます。

基本方針3 高齢者の尊厳のある暮らしを支援する

- 高齢者の尊厳のある暮らしを支援する
- 認知症施策の充実

基本方針4 高齢者を地域の力で支える

- 防犯、防災、見守り活動等の充実
- 長寿慶祝事業
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等との連携強化
- 地域における総合相談機能の充実・強化



基本目標Ⅲ 高齢者が安心して暮らせるむらづくり

高齢者が介護等の支援を必要とするかどうかにかかわらず、自らの選択において、安心した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進並びに生活支援サービスの充実を図ります。

基本方針5 すべての高齢者を支える仕組みをつくる

- 地域包括支援センター機能の充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 住環境整備

基本方針6 高齢者の自立した日常生活を支える

- 生活支援サービスの提供
- 家族介護者への支援
- 介護サービスの質の確保
- 介護人材の確保・育成

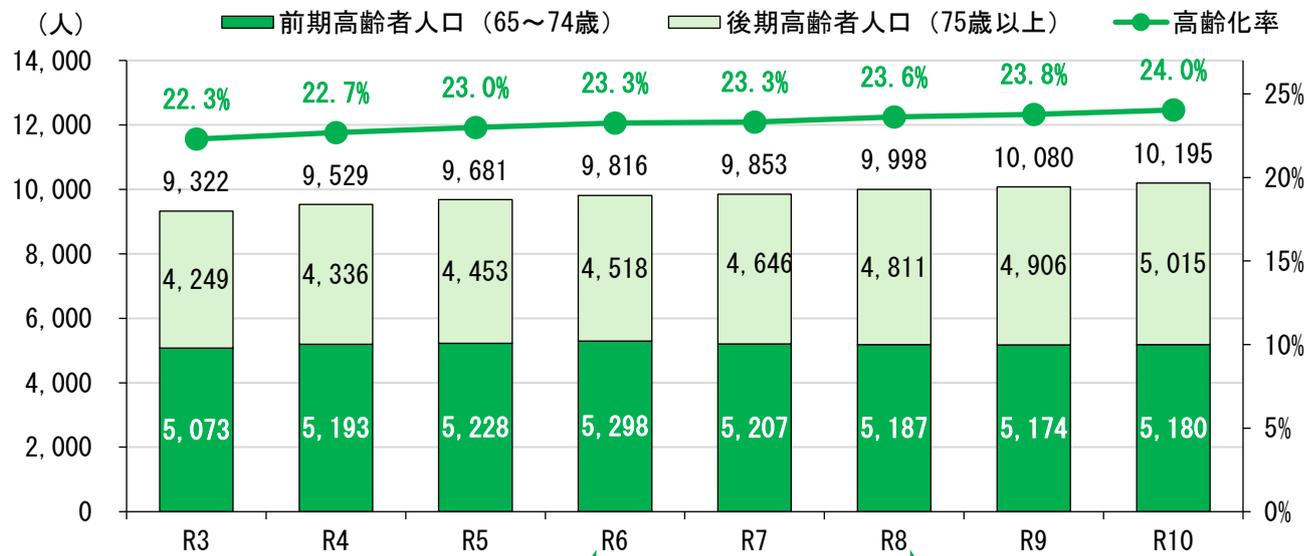


9 第9期介護保険料について

(1)人口及び被保険者数の推計

本村の第9期計画期間中の高齢者人口は増加傾向で推移することが予想され、令和8年の高齢者数は9,998人、高齢化率は23.6%になることが推測されます。

図表 要図表 高齢者人口・高齢化率の推移



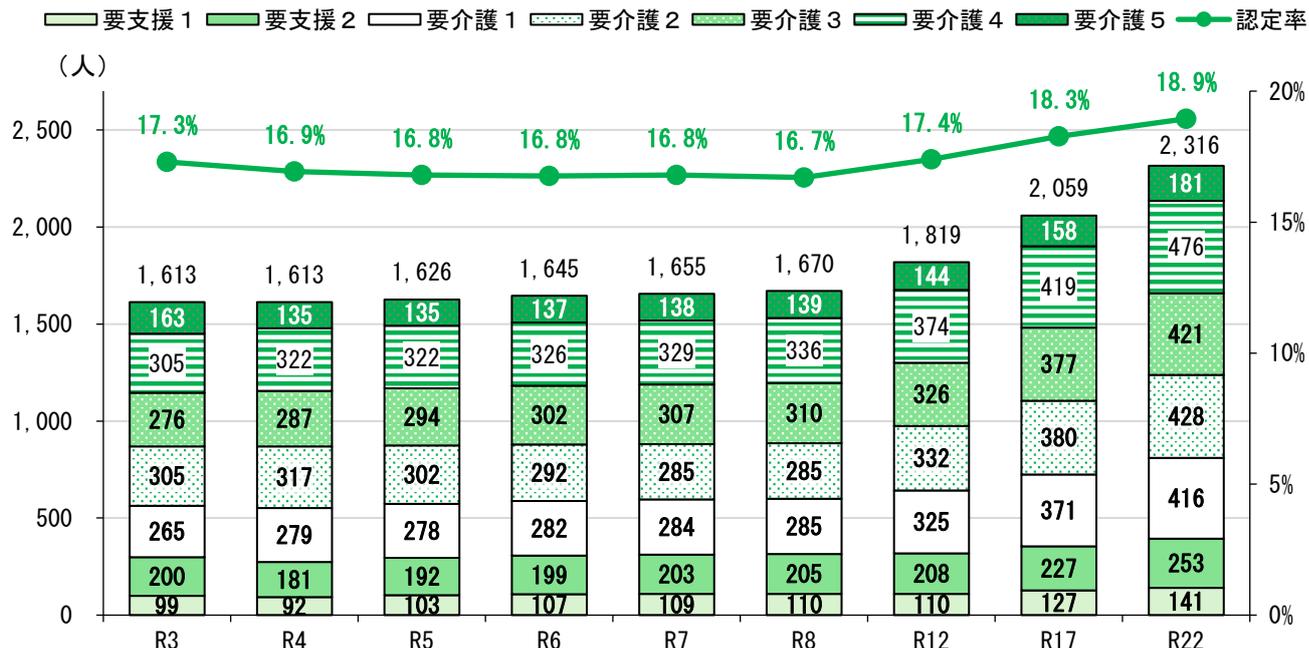
(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

※介護保険料の算定は、『地域包括ケア「見える化」システム』（厚生労働省）によるデータを用い算定することとなっているため、P3の「年齢3区分別人口・高齢化率の推移」と数値が一致しません。

(2)要介護(要支援)認定者数の推移

本村の第9期計画期間中の認定率は、横ばいで推移することが予想され、最終年度の令和8年における認定率は16.7%になることが推測されます。

図表 要介護(要支援)認定者数の推移



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

(3)第9期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料

第1号介護保険者の保険料は、介護サービス等の費用に対し、第1号被保険者の保険料で負担する金額を算定し、第1号保険者の人数で割って算定します。

$$\text{沖縄県介護保険広域連合で必要な介護サービス費} \times \begin{matrix} 65 \text{歳以上} \\ \text{の負担分} \\ 23\% \end{matrix} \div \begin{matrix} 65 \text{歳以上の} \\ \text{人数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{令和6年度～令和8年度} \\ \text{保険料基準額(月額)} \\ 6,929 \text{円} \end{matrix}$$

段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税者で、生活保護者、老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.455 (× 0.285)*	37,832円 (23,697円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.685 (× 0.485)*	56,956円 (40,326円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 × 0.690 (× 0.685)*	57,372円 (56,956円)
第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、前年の年金収入等が80万円以下の方	基準額 × 0.900	74,833円
第5段階 【基準額】	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、前年の年金収入等が80万円を超える方	基準額 × 1.000	83,148円
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.200	99,777円
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.300	108,092円
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.500	124,722円
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.700	141,351円
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.900	157,981円
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.100	174,610円
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.300	191,240円
第13段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額 × 2.400	199,555円
第14段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	基準額 × 2.600	216,184円
第15段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	基準額 × 2.800	232,814円
第16段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	基準額 × 3.000	249,444円

※低所得者保険料負担軽減措置により、低所得者の保険料負担軽減を図ります。